

# 経営者のための やさしい企業年金教室

平成24年7月30日

## 4 時限目：「中小企業の強い味方 “特定退職金共済制度”」

### ■特退共の仕組みと特徴

各地の商工会議所などが行っている「特定退職金共済制度（特退共）」は、「確定給付企業年金」や「確定拠出年金（企業型）」といった企業年金制度と比べ、①導入の手続きや運営が比較的簡単である、②運営事務費（制度管理費）が掛金に含まれているので別途費用が発生しない等の理由から、広く中小企業や小規模事業者にも活用されています。

企業が支払う掛金は全額損金扱い又は必要経費に計上でき、しかも従業員の給与所得にもなりません。また、従業員が受け取る際に、退職一時金とした場合は退職所得として勤続年数に応じた「退職所得控除」の適用を受けることができ、相当な部分が控除されます。また、退職年金とした場合にも雑所得として「公的年金等控除」の適用で税制の優遇を受けることができます。

なお、この特退共には似た制度に、勤労者退職金共済機構が運営する「中小企業退職金共済制度（中退共）」がありますが、両者には下表のような違いがありますので、ご参照ください。

### ■中小企業にとっての利点

特退共の場合は、加入期間が1ヵ月以上の従業員には、退職一時金が支払われますが、中退共では、加入期間が1年に満たない場合には支給されず、加入期間が短いと退職一時金が掛金総額（元本相当額）を大きく下回ったり掛金相当額より多くなならない現象が起こります。短期間での退職者が多いような業種には、この点を留意する必要があります。

以上、特定退職金共済制度の仕組みと特徴について解説してきました。

特退共には、企業年金に比べると従業員の成果を退職金額に反映しにくいといった短所もあります。しかし、退職一時金の場合の制度に比べると、資金の平準化や節税に大いに効果があります。企業と従業員の双方にメリットがありますので、特退共の導入について最寄りの商工会議所に相談してみたいかがでしょうか。

◇企業年金相談センター（NPO法人企業・団体支援日本FP協議会）田中 均

### <特退共と中退共の主な内容>

	特定退職金共済制度
加入できる企業	●商工会議所などが定める地区内で事業を営む企業 ※規模の制限は無い
掛金月額	●1,000円～30,000円
従業員が死亡したときの遺族一時金加算	●掛金月額1,000円につき10,000円
退職年金（分割払い）	●加入期間が10年以上の場合 ●支払期間は10年間

(参考)

中小企業退職金共済制度
●中小企業のみ ※従業員数、資本金の制限があり、小売業なら50人以下又は5,000万円以下
●5,000円～30,000円 ●無し
●60歳以上で退職した場合 ●支払期間は5年間又は10年間

(注) 特退共の内容は東京商工会議所の場合です